

30水漁第1130号
国海員第372号
平成30年12月14日

閣議了解についての確認事項

水産庁漁政部企画課長 藤田 仁司

国土交通省海事局船員政策課長 三輪田 優子

国際漁業再編対策についての閣議了解の一部変更に当たり、水産庁と国土交通省は、次のとおり確認する。

記

1. 了解案の記の第四は、現行の雇用対策の実施に努めることを掲げたものであり、水産庁は、本閣議了解を根拠として国土交通省に対して新たな雇用対策の実施や現行制度の運用・解釈の変更を求めるものではないこと。
2. 水産庁は、了解案の記の第一の第一種特定漁業及び第三の第二種特定漁業の指定に当たっては、事前に十分な時間的余裕をもって国土交通省に協議すること。この場合において、水産庁は、離職者が発生しない漁業を除き、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）の雇用対策を適用できない漁業を了解案の第一種又は第二種特定漁業として指定しないものであること。
3. 水産庁は、了解案の記の第一に定める基本方針及び第三に定める水産資源を回復するための計画を定めようとするときは、事前に十分な時間的余裕をもって国土交通省に協議すること。この場合においては、減船時期、減船規模及び第一種又は第二種特定漁業離職者となることが見込まれるものの員数を明確にすること。
4. 水産庁は、上記2について、全日本海員組合を含む関係者に十分理解させるよう努めること。